

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

1 評価の概要

七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が、令和4年5月18日付けで補助金636,100円の交付決定を受けた令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、七飯町地域公共交通計画（以下「計画」という。）作成に係る各種調査事業の実施状況及び目標達成状況等を協議会で議論し、評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的及び効率的に推進されることを目的として実施するもので、この評価を実施するところまでが補助事業に含まれており、補助金の交付を受けるために必要な作業となります。

2 評価の流れ

一次評価（協議会で自己評価）

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認及び改善点の把握を行う。



二次評価（運輸局で評価）

一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び今後に向けてのアドバイスを行う。



結果の公表、計画への反映

一次及び二次評価の結果を公表し、計画及び今後の事業等へ反映させる。

3 第11回協議会で評価しなければならない理由

運輸局へ提出しなければならない事業評価報告期限が令和5年1月20日（金）までであることから、この度の第11回協議会で議論する必要があります。

なお、補助対象事業が全て完了していない場合は、協議会が一次評価を実施するまでを評価対象期間として事業評価を実施することとなっています。

4 事業評価（案）

別紙資料2-2のとおり